

第11回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月13日（金） 午後3時58分～

2. 場 所 野辺地町中央公民館 第3会議室

3. 会議に出席した委員

1番 福 士 重 光	3番 二ツ森 均（途中出席）	4番 杉 山 福 行
5番 野 坂 長太郎	7番 野田頭 政 子	8番 高 松 誠
9番 田 村 敬 一		

4. 会議に欠席した委員

2番 魚 住 ゆり子 6番 村 山 勝 雄

5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

荒 谷 清 隆	柴 崎 幸 三	野 坂 勝
古 沢 高 明	江 刺 家 昭 彦	村 山 茂

6. 会議に欠席した農地最適化推進委員

鳴 海 拓 哉

7. 会議に出席した職員

事務局長 上野 義孝 事務局長補佐 上野 優 総括主査 吹越 麻衣子

8. 会議に付した案件

議案第11号 農地・非農地の判断について

議案第12号 農地法第4条について

議案第13号 農地利用集積計画（一括方式）について

報告第21号 農地法第3条の3（相続による権利移動）

9. 議事の概要

以下のとおり。

— — — — —

【開会時刻 15時58分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第11回総会を開会いたします。
3番 二ツ森委員が遅れて出席との連絡がありましたので、現時点での出席委員数は6名、本日の出席委員予定数は7名となります。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。
本日の付議案件は3件、報告1件となっております。
事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

(異 議 な し)

議長

異議なしと認め、5番 野坂 委員と、7番 野田頭 委員にお願いします。

議事に入ります。

「議案第11号 農地・非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明をもとめます。

事務局

議案第11号 10月に実施した利用状況調査により農地としての利用が困難と判断した農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。
説明の前に、事前に送付しておりました非農地の写真ですが、一件漏れがありましたので、その分の写真を別冊資料の表紙下部に載せております。併せてご審議いただきたく、よろしく願いいたします。
それでは説明に入ります。
議案書は1ページから5ページまでになります。
合計筆数は136筆、285,652㎡です。
いずれの土地も原野などの農地以外の様相を呈しており、農地としての利用が不可能と判断したものです。
以上で議案第11号の説明を終わります。

議長

それでは議案第11号について、御審議願います。
御意見等ございませんか。

委員

(な し)

議長

議案第11号について、非農地とすることでご異議ございませんか。

委員

(異 議 な し)

議長

異議ないものと認め、議案第11号については非農地といたします。

次に、「議案第12号 農地法第4条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書6ページ、別冊資料は1・2ページをお開き願います。
議案第12号 農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請書の提出があったので、意見を決定するため審議を求めるものであります。

【議案書等をもとに説明】

以上で議案第12号の説明を終わります。

議長

それでは議案第12号について、御審議願います。
御意見等ございませんか。

委員

(なし)

議長

議案第12号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第12号については原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、「議案第13号 農地利用集積計画について」を議題といたします。

説明に入る前に、野辺地町農業委員会会議規則 第十条 議事参与の制限規定により、本議案の当事者であります ○番 ○○委員 は一時退室ください。

(○番 ○○ 委員 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書8ページ、別冊資料は3～6ページをお開き願います。

議案第13号 農地利用集積計画案を決定するため審議を求めるものであります。

申請は2件あり、いずれも農地中間管理事業となり公益社団法人あおもり農業支援センターを経由しての貸借となります。

【議案書等をもとに説明】

以上で議案第13号の説明を終わります。

議長

それでは議案第13号について、御審議願います。
御意見等ございませんか。

委員

(なし)

議長

議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第13号については原案のとおり決定いたします。

